

## 被害者が創る条例研究会 2023年度 事業報告書

### (1) ブックレット「すべてのまちに被害者条例を」第7版の発行と配布

ほとんどの都道府県で特化条例が制定されたため、その実情や最新の情報を記載した第7版を1000部発行した。配布先は、例年通り、関係機関（都道府県・政令指定都市犯罪被害者支援担当窓口、都道府県警察被害者支援室、全国被害者支援センター、弁護士会など）のほか、大会主催シンポジウムや出張講座、送付を希望する犯罪被害者など。なお、第7版完成前は、送付希望多数につき第6版を増刷し配布した。

### (2) 冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案 被害者の声に基づく提言」

#### 第6版の印刷と配布

2023年版犯罪被害者白書に記載の地方自治体の施策状況や2023年開催の国の犯罪被害者等施策推進会議などの最新の動向を分析し反映させた第6版を500部発行した。ほとんどの都道府県で特化条例が制定されたため、都道府県における条例案は逐条解説の掲載は省略し条文のみの掲載とした。配布先は、ブックレットと同じく、関係機関のほか、大会主催シンポジウムや出張講座、送付を希望する犯罪被害者等など。

### (3) 出張講座、オンライン講座の開催

#### ① 7月5日 富山県にて 富山県内市町村担当者対象

大会メンバー3名（犯罪被害者2名と自治体被害者支援窓口経験者1名）が出向き、犯罪被害者としての体験とともに条例や支援制度の必要性と市町村窓口の役割を説明し、事例検討をグループで行った。

#### ② 10月4日 オンラインにて 福井県内市町村担当者対象

大会メンバー3名（犯罪被害者1名、自治体被害者支援窓口経験者1名、研究者1名）がオンラインで参加し、被害者の状況に加え、条例や支援制度の必要性と市町村窓口の役割を説明し、事例検討のグループワークを行った。

#### ③ 10月16日 山梨県にて 山梨県内市町村担当者向け

大会メンバー1名（犯罪被害者であり元区議会議員）が出向き、犯罪被害者としての体験とともに条例や支援制度の必要性を説明した。

#### ④ 11月16日 福島県にて 福島県内市町村職員対象

大会メンバー（犯罪被害者1名と自治体被害者支援窓口経験者1名）が出向き、犯罪被害者としての体験を伝え、市町村窓口の役割や利用できる社会資源を説明し、事例検討のグループワークを行った。

#### ⑤ 2024年1月11日 富山県滑川市にて 滑川市職員対象 研修

同月20日 富山県滑川市にて 滑川市民向け 犯罪被害者等支援講演会  
滑川市犯罪被害者等支援条例の制定に合わせた協力として、大会メンバー（被害者1名と自治体被害者支援窓口経験者1名）が出向き、犯罪被害者としての体験とともに市町村窓口の役割や支援制度の必要性を説明した。

#### (4) シンポジウムの開催

- ① 10月25日 会場とオンラインの複合型 長野市芸術館・zoom・YouTube 当会主催  
「犯罪被害者がのぞむ支援をどの地域でも～すべてのまちに被害者条例を～」  
犯罪被害者2名が講演し、研究者がコーディネーターとなって市町村職員、被害者支援センター相談員、弁護士、犯罪被害者によるパネルディスカッションを行った。犯罪被害者、被害者支援団体関係者、地方自治体職員、警察関係者、弁護士、更生保護関係者、議員など約150名(申込約170名、後日見逃し配信)が参加した。長野被害者支援センターの協力を得たほか、多数の機関や団体から後援を得た。
- ② 11月7日 岩手県にて 岩手県・岩手県警察・いわて被害者支援センター主催 当会協賛  
「犯罪被害者支援県民のつどい」  
主催者からパネルディスカッションへの協力依頼があり、協賛団体として協力した。パネルディスカッションのパネリストとして当会会員3名(被害者2名・研究者1名)が参加し、ブックレットと冊子を配付資料として提供した。

#### (5) 犯罪被害者と支援関係者のためのワークショップの開催

- ① 10月25日 長野県にて 意見交換会  
当会主催のシンポジウム終了後、シンポジウムに参加した長野県内の犯罪被害者、被害者支援センター関係者、自治体職員、弁護士、地方議員などと当会メンバーの犯罪被害者、研究者、自治体被害者支援窓口経験が集まり、シンポジウムや被害者支援に関する最新の動向について情報共有や意見交換を行った。
- ② 2024年3月20日 オンラインにて 意見交換会  
地方における途切れない支援の提供体制の強化について国の有識者会議の開催状況や、弁護士による支援の動向として犯罪被害者等支援弁護士制度創設テーマに、講師として研究者2名と弁護士1名を招いた。犯罪被害者、被害者支援センター関係者、自治体職員、警察関係者、更生保護関係者、研究者などが参加し、活発な質疑応答や議論を行った。

#### (6) 全国各地における被害者支援に対する機運の醸成

2023年4月現在、45都道府県と13政令指定都市、606市区町村で被害者支援に特化した条例が制定されている。

このうち、27都道府県で、当会がシンポジウムの主催・後援、ワークショップの実施などをしたことがある。なお、条例がまだ制定されていない2県は鳥取県と岩手県だが、2022年度に鳥取県内で当会主催のシンポジウムを開催し、2023年度に岩手県ほか主催のシンポジウムに協賛しパネルディスカッションに協力した。

#### (7) 地方自治体職員を対象とする研修プログラムの作成

基礎編の開発を2023年10月から開始した。系統的かつ実践的な内容となるよう、犯罪被害者や自治体犯罪被害者支援業務経験者の意見を多く取り入れた。基礎的な事項を網羅し、被害者に寄り添った支援方法を学べるプログラムが完成した。研修動画15本を2024年4月にホームページ上で公開し、オンライン勉強会と2024年8月頃に関けるよう、2024年度も継続して取り組む。